

2050年カーボンニュートラル実現に向けた条例（仮称）に
関する報告書（案）

令和4（2022）年10月 日

栃木県環境審議会 気候変動部会

目 次

1	はじめに	2
2	検討の経過	2
3	調査内容	3
	(1) 国の動向	3
	(2) 本県の動向	3
	(3) 他県の動向	4
4	審議結果	5
	(1) 新条例のあり方	5
	(2) 内容	5
	ア 前文	5
	イ 総則	6
	ウ 取組推進に関する規定	6
	エ 他との連携等	7
	オ 各主体の主な取組	7
5	おわりに	9

1 はじめに

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で確認されている。本県においても、気候変動の影響と思われる災害などが発生しており、県民の生命や財産に大きな被害が発生するリスクは高まっている。今後、地球温暖化が進行することで、気候変動の影響はさらに深刻化していくことが予測されており、これを食い止めるためには、あらゆる主体が一致して行動を起こさなければならない時が来ている。

世界に目を移せば、平成 27（2015）年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に保つとともに 1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために今世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロを目指すことを目指す「パリ協定」が、新たな国際的枠組みとして採択された。日本国においても、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、脱炭素化は世界的な潮流となっている。

昨今の気候変動の影響の深刻化や世界的な脱炭素化への流れの加速を受けて、栃木県では令和 2（2020）年 12 月に 2050 年カーボンニュートラル実現を目指すことを宣言するとともに、令和 4（2022）年 3 月にカーボンニュートラル実現までのロードマップを策定し、2050 年カーボンニュートラル実現という目標とそれに至る道程を明確にした。

カーボンニュートラル実現のためには、県、事業者及び県民といったあらゆる主体による行動変容が極めて重要である。各主体の理解と共感を得ながら、カーボンニュートラル実現という目標の達成に向けたビジョンを共有し、オールとちぎで取り組む機運の醸成が必要であることから、基本理念や各主体の責務・役割、主要施策を明確にするため、栃木県から令和 4（2022）年 2 月 14 日に、栃木県環境審議会に条例制定に係る意見を求める諮問が行われた。

諮問を受けた栃木県環境審議会は、臨時部会である気候変動部会に諮問内容を付議したため、本日まで 3 回の気候変動部会を開催して、諮問内容について検討を進めてきた。この報告書は、本専門部会の検討結果について報告し、条例のあり方について提言を行うものである。

暮らしやすい未来のとちぎを作るためには、今まさに行動が必要である。この報告書を踏まえ、カーボンニュートラル実現に向けた栃木県の新条例が、各主体の自主的かつ積極的な取組を促し、持続可能で力強い「新しいとちぎ」を作るために、ふさわしいものとなることを期待する。

2 検討の経過

令和 4（2022）年 2 月 14 日 栃木県環境審議会

- ・ 県からカーボンニュートラル実現に向けた条例について諮問
- ・ 諮問内容について、気候変動部会に付議することとした。

6 月 16 日 栃木県環境審議会第 1 回気候変動部会

- ・ 条例制定の方向性、本県条例のあり方について、議論を行った。

7 月 28 日 栃木県環境審議会第 2 回気候変動部会

- ・ 条例骨子案について、議論を行った。

9 月 日 栃木県環境審議会第 3 回気候変動部会

- ・ 報告書案について、議論を行った。

3 調査内容

(1) 国の動向

令和2（2020）年10月、当時の菅義偉内閣総理大臣は、所信表明演説において「経済と環境の好循環」を成長戦略の柱に掲げ、我が国における2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。この所信表明演説の中で、菅元首相は「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」であり、革新的なイノベーションの実用化を見据えた開発促進、グリーン投資のさらなる普及、国と地方で脱炭素社会の実現に向けた検討を行う場の創出等の取組を通じて、世界のグリーン産業を牽引し、経済と環境の好循環を作り出していくこととされた。これを契機として、国におけるカーボンニュートラルへの取組が加速した。

令和3（2021）年5月には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正法が成立し、同法第2条の2において、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念に盛り込まれた。これにより、国を挙げてカーボンニュートラルを目指すことが法的に位置づけられることとなった。この改正法においては、地域の脱炭素化を促進するために、地域脱炭素化促進事業についても新たに規定された。なお、この改正法は令和4（2022）年4月1日に施行されている。

令和3（2021）年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、前述の2050年カーボンニュートラル実現を目指すことに加え、そのための中間目標として、2030年の温室効果ガスの排出量を2013年比で46%削減することが盛り込まれた。

なお、従前の目標は2030年度中期目標26%削減、2050年度長期目標80%減であった。日本国として、初めて「実質ゼロ」に踏み込んだ内容となった。

(2) 本県の動向

これまで、栃木県では、地球温暖化対策推進法に基づく計画を平成12（2000）年から順次策定し、県内の温室効果ガスの排出削減を図るとともに、県が一事業者としてみずから排出する温室効果ガスの排出抑制などに取り組んできた。平成28（2016）年3月には「栃木県地球温暖化対策実行計画（2016～2020年度）」を策定し、2030年度の温室効果ガス総排出量を、2013年度比26%削減すること等を目標として、各種施策に取り組んできた。

(1)に記した国の動向を受けて、福田富一知事は、令和2（2020）年12月14日、栃木県議会第369回通常議会において、栃木県も2050年までにカーボンニュートラル実現を目指すことを宣言した。

これに伴い、「温室効果ガス排出量の早期削減」、「エネルギーの地域内循環の実現」、「脱炭素の動きを捉えた県内産業の成長」により、気候変動による影響の最小限化、災害等への適応力（レジリエンス）強化、地域経済の活性化を図り、経済と環境の好循環を生み出そうという「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ～温室効果ガス排出量実質ゼロまでの行程表～」を令和4（2022）年3月に策定した。このロードマップでは、本県のCO2排出量の85%を占めるエネルギー由来の排出量を、産業、交通、業務、家庭分野に分類し、それぞれが達成すべき削減目標と取組を具体的に定めるとともに、2050年の本県のカーボンニュートラル実現にあたり、中間目標となる2030年における温室効果ガス排出量を、2013年比で50%削減することを定めた。これは、先に述べた国の中間目標46%を上回るものとなっている。

また、本ロードマップにおいては、この高い目標を達成するべく、分野別の取組を牽引・加速

化するため、民間企業や研究機関による革新的な技術開発や脱炭素社会に資する産業の創出を促す「とちぎグリーン成長産業創出プロジェクト」、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す「とちぎ再生可能エネルギーMAXプロジェクト」、脱炭素をきっかけとし、地域課題の解決に取り組む先行モデル地域を創出する「とちぎ脱炭素先行地域創出プロジェクト」、県庁が率先して2030年度までに温室効果ガス2013年度比80%減を目指す「とちぎ県庁ゼロカーボンプロジェクト」を掲げた。

今年度は、ロードマップ初年度にあたることから、様々な施策を講じるとともに、各分野の代表者等で構成する「カーボンニュートラル実現会議」の開催のほか、当該ロードマップにおける各分野の取組状況や温室効果ガス削減の状況について検証を行う有識者会議を設置するなど、カーボンニュートラル実現に向けた推進体制の構築を進めるとともに、ロードマップにおける削減目標との整合を図るため、栃木県気候変動対策推進計画の改定を進めている。

(3) 他県の動向

令和4（2022）年8月時点で、本県を含む42の都道府県が、2050年までのカーボンニュートラルを目指すことを表明している。本県だけでなく、カーボンニュートラルは全国的な潮流となっており、地球温暖化対策のみならず、既にカーボンニュートラルの実現について言及する条例を制定している都道府県も現れている。

令和4（2022）年4月現在、地球温暖化対策に関する条例は19道府県で制定されている。そのうち、カーボンニュートラルの実現について触れているのは、以下の表に示した9府県である。これらのうち、長野県を除く8府県は、地球温暖化対策に関する条例の改正により対応している。複数の条例で「地球温暖化対策」の文字が見られるのはそのためである。

府県名	条例名	制定及び改正時期
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	平成29（2017）年1月1日
長野県	長野県脱炭素社会づくり条例 （※地球温暖化対策推進条例と別葉に制定）	令和2（2020）年10月19日
岐阜県	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例	令和3（2021）年3月29日
京都府	京都府地球温暖化対策条例	令和3（2021）年4月1日
神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例	令和4（2022）年4月1日
群馬県	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例	令和4（2022）年4月1日
滋賀県	滋賀県CO2 ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	令和4（2022）年4月1日
鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策推進条例	令和4（2022）年4月1日
大阪府	大阪府気候変動対策の推進に関する条例	令和4（2022）年4月1日

具体的な内容を見てみると、地球温暖化対策に関する条例の改正によって成立した条例が多いため、改正前の条例で規定していた内容を引き継いでいるものがほとんどである。目的規定や語の定義、基本理念といった総則的事項や雑則的事項に関しては各府県とも比較的同様である。

ただし、施策及び取組については、「事業者が自らのエネルギー使用量を把握し、抑制する」

「公共交通機関をなるべく利用する」のように、理念的又は行動指針的な内容を努力義務で規定するものもあれば、「EMSを導入しなければならない」「自動車の販売時には、事業者が環境情報を説明しなければならない」といった、具体的な取組を義務として課すものもあり、「施策及び取組」とひとくくりにしても、その程度には濃淡があることは考慮すべきである。

また、前述した義務や施策とは異なるアプローチとして、顕彰に関する規定が複数の府県で見られる。この規定は、カーボンニュートラル等に対して優れた取組を顕彰するといった内容でおおむね共通する。事業者及び県民が自主的かつ積極的にカーボンニュートラル実現に向けた取組を実施するための動機付けや、優れた取組が広く県内に周知されることによるカーボンニュートラルの加速化に資するものとして一考に値する。

なお、他府県の条例の概略に関しては、別添参考資料「他県条例一覧」も参照されたい。

4 審議結果

(1) 新条例のあり方

カーボンニュートラルの実現には、事業者及び県民等のあらゆる主体の理解や共感を得ながら、目標達成に向けたビジョンを共有し、オールとちぎで取り組む機運を醸成していくことが重要であることから、新条例では、基本理念や責務を明らかにした上で、各主体の行動指針となるものを目指し、それぞれに期待する具体的な取組を努力義務として可能な限り明示すべきである。

なお、ロードマップに掲げる施策が令和4（2022）年度に既に開始していることを踏まえると、行動指針となる新条例を早期に示す必要があることから、令和4（2022）年度中の制定を目指すべきである。

(2) 内容

(1) のあり方を踏まえ、条例の内容を次のとおり提言する。

ア 前文

カーボンニュートラル実現に向けて、本県の地域特性を踏まえつつ、本県が率先して取り組むという趣旨から、以下のような記述が望ましい。

本県は、関東平野の北部に位置し、利便性が高い優位な立地環境、暮らしや産業の基盤となる広い平野や豊富な水資源を生かし、優れた技術を有する全国有数のものづくり県として発展してきた。また、県土の半分以上を覆う豊かな森林を有し、全国屈指の木材生産県としてその恵みを享受してきた。

昨今、世界各地において、集中豪雨や猛暑、気温の上昇といった気候変動の影響が顕在化しつつあり、世界的な脱炭素化の流れが加速する中、県は気候変動の影響を最小限化し、将来にわたり県民の生命・財産を守るため、2050年までにカーボンニュートラル実現を目指すことを宣言した。

2050年カーボンニュートラル実現には、県のみならず、事業者、県民といったあらゆる主体の理解と共感を得ながら、目標達成に向けたビジョンを共有し、県全体で力強い潮流を生み出すことが重要であることから、基本理念や各主体の責務及び役割、主要施策等を明確にする条例を制定する。

イ 総則

前文の趣旨を踏まえて、目的・基本理念及び各主体の責務は以下のような記述が望ましい。

【目的】

カーボンニュートラル実現に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民の責務を明らかにし、施策の基本的事項を示す。

【基本理念】

カーボンニュートラル実現に係る取組は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨として、経済と環境の好循環を生み出しながら、社会のあらゆる場面において、県、市町、事業者及び県民等の連携の下に行う。

【責務】

県は、施策を総合的かつ計画的に推進し、県民・事業者等が実施する取組を促進するために必要な支援を行う。

事業者及び県民は、2050年カーボンニュートラル実現に関する自主的かつ積極的な取組及び県等が行う2050年カーボンニュートラル実現に関する施策への協力を行う。

用語の定義においては、行動指針として浸透させることを勘案し、「カーボンニュートラル」等事業者及び県民のなじみが薄い用語について、簡潔かつ的確な定義がなされるべきである。

ウ 取組推進に関する規定

取組推進に関する規定については、県計画・指針の策定、推進体制の構築、評価検証の実施、財政上の措置、顕彰の5項目とし、具体的には以下のような記述が望ましい。

事業者及び県民が自主的かつ積極的にカーボンニュートラル実現に向けた取組を実施するための動機付けや、優れた取組が広く県内に周知されることによるカーボンニュートラルの加速化に資するものとして、顕彰に関する項目を盛り込むものである。

【県計画・指針の策定】

施策を総合的かつ計画的に推進するための計画・指針の策定、公表、定期的な見直し

【推進体制の構築】

推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備

【評価検証の実施】

カーボンニュートラル実現への進捗状況や取組の効果等について評価・検証を実施

【財政上の措置】

県はカーボンニュートラル実現に関する施策を実施するための必要な財政上の措置を実施

【顕彰】

県は県内の脱炭素化において特に優れた取組を行った者を顕彰、公表

エ 他との連携等

他との連携等については、市町との連携等、環境教育の推進、国・他自治体との協働の3項目とし、具体的には以下のような記述が望ましい。

なお、市町との連携等については、「新条例の主体に市町を加え、責務を課すべきではないか」との委員意見もあったが、地方自治法において都道府県と市町村の立場は対等であることから、都道府県条例中の主体に市町村を位置づけて責務を課することができないこととされているため、市町とは連携及び協力関係とすることが適当である。

【市町との連携等】

2050年カーボンニュートラル実現に関する施策について、市町と連携するとともに、市町が実施する施策に協力

【環境教育の推進】

市町と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進

【国・他自治体との協働】

本県の取組の発信、先進的な事例の収集、技術情報の交換等

オ 各主体の主な取組

(ア) 県の取組

県の取組については、県の施策と県庁率先の2項目とし、具体的には以下のような記述が望ましい。

地域資源を活用した脱炭素に係る地域単位での先行事例の創出は、都道府県条例として先駆けとなる取組である。り、優れた事例を県内各地域へ水平展開することが望ましい。また、本県の特徴である「ものづくり県」「木材生産県」の両面に配慮した取組を盛り込むものである。

【県の施策】

- ・省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限導入促進
- ・地域資源を活用した脱炭素に係る地域単位での先行事例の創出 ・他地域への水平展開
- ・事業者及び県民の脱炭素化に向けた機運醸成・環境整備
- ・脱炭素に資する産業育成、技術・製品開発の促進
- ・資源の循環利用の促進
- ・森林資源の循環利用など、吸収源対策の促進
- ・脱炭素に資する交通機関の利用環境向上 など

【県庁率先】

- ・県有施設への省エネ推進・再エネ導入
- ・温室効果ガスの排出に関する情報の県民等への提供
- ・公用車の電動化
- ・脱炭素型の働き方（ワークスタイル）への転換
- ・自ら整備する建築物等への県産木材の積極的利用 など

(イ) 事業者の取組

事業者の取組については、基本的な取組、資源循環の推進等、森林・緑化推進の3項目とし、具体的には以下のような記述が望ましい。

本県の特徴である「ものづくり県」に重点を置く取組や、全国屈指の木材生産県ということを生かした取組等を盛り込むものである。

【基本的な取組】

- ・温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の把握及び削減
- ・温室効果ガスの排出に関する情報の県民等への提供
- ・事業所等への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入
- ・製造工程等における脱炭素化
- ・脱炭素に資する革新的な技術開発
- ・公共交通機関の積極的利用、電動車等の優先的利用
- ・脱炭素型の働き方（ワークスタイル）への転換 など

【資源循環の推進等】

- ・資源循環の推進、廃棄物発生の抑制
- ・フロン類の拡散防止 など

【森林・緑化推進】

- ・とちぎ材の積極的利用と緑化の推進
- ・森林保全活動への協力 など

(ウ) 県民の取組

県民の取組については、基本的な取組、資源循環の推進等、森林・緑化推進の3項目とし、具体的には以下のような記述が望ましい。

COOL CHOICE とちぎの推進は、本県独自の県民運動であることから、記述することが適当である。また、資源循環の推進は、県民が行っているリサイクルの取組や再生可能資源を使用した製品の積極的な利活用、リサイクルによって作られた製品を使うことを、それぞれ指している。県民が行うフロン類の拡散防止の取組とは、適切な処分業者へのフロン類使用機器の処分委託や、フロン類を使用するスプレーを使わないこと等を想定している。

【基本的な取組】

- ・エネルギー使用量の把握及び抑制
- ・COOL CHOICE とちぎの推進（脱炭素製品又はサービスの選択）、「栃木県民」が取り組む15のこと推進
- ・住宅への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入
- ・公共交通機関の積極的利用、電動車等の優先的利用 など

【資源循環の推進等】

- ・資源循環の推進
- ・再生可能資源を使用した製品の積極的な利活用、廃棄物発生の抑制
- ・フロン類の拡散防止 など

【森林・緑化推進】

- ・とちぎ材の積極的利用と緑化の推進
- ・森林保全活動への協力 など

5 おわりに

当部会においては、2050年までのカーボンニュートラル実現のために必要な取組、国及び栃木県におけるカーボンニュートラルの現状、関係法令や全国のカーボンニュートラルに関する条例の制定・実施状況等を勘案し、議論を重ねた結果、本報告を行うものとする。

栃木県が、新条例の制定を通じ、特色を生かして、2050年カーボンニュートラル実現のための施策をさらに進め、県民の生命と財産を守り、持続可能で力強い「新しいとちぎ」を作ることができるよう希望し、結びとする。